

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課(県民生活課 自然保護課 建築住宅課)
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>別表に規定する事務に係る法令の改正や新たな権限移譲に伴い、所要の改正を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法及び建築基準法施行規則の一部改正に伴う規定整備 <ul style="list-style-type: none"> 項ずれ「法第 18 条第 13 項第 1 号」 「法第 18 条第 22 項第 1 号」(仮使用の承認の申請の受付・申請書の知事への送付) 条ずれ「省令第 10 条の 5」 「省令第 10 条の 4 の 2」(認定関係規定に基づく認定の申請の受付・申請書の知事への送付) 2 消費生活用製品安全法及び消費生活用製品安全法施行令の一部改正に伴う規定整備 <ul style="list-style-type: none"> 条ずれ「法第 83 条」 「法第 40 条」(報告の徴収)、「法第 84 条」 「法第 41 条」(立入検査)、「法第 85 条」 「法第 42 条」(特定製品の提出命令)、「政令第 10 条」 「政令第 13 条」(都道府県が処理する事務) 3 第 10 次鳥獣保護事業計画の策定に伴う事務の追加・削除 <ul style="list-style-type: none"> 〔鳥獣の捕獲等の許可(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項)に関する事務〕 被害の防止目的で行う捕獲等の許可の対象鳥獣の種類にアオサギを追加 愛がんのための飼養の目的で行う捕獲等の許可の対象鳥獣の種類からホオジロを削除 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律概要(平成18年6月21日公布、平成19年6月20日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震偽装事件の再発を防止する等を目的として、一定の高さ以上等の建築物について、構造計算審査が義務付けられた。 <p>消費生活用製品安全法の一部を改正する法律概要(平成18年12月6日公布、平成19年5月14日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活用製品の製造業者又は輸入業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、主務大臣に報告しなければならない。 ・ 主務大臣は、報告を受けた場合等に事故の内容等を公表しなければならない。 <p>第10次鳥獣保護事業計画の策定(平成19年3月30日公表)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の期間 <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 2 アオサギが追加された理由 <ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、アオサギの繁殖分布が 20 年前と比較して約 6 倍に拡大し各地に広がっていることが判明したこと及びアオサギによる農林水産業等への被害が常態化していることから、有害鳥獣捕獲目的の捕獲許可に当たって特に慎重に取り扱う必要のない種にアオサギが追加されたため。 3 ホオジロが削除された理由 <ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、ホオジロの繁殖分布が減少傾向にあることが判明したため、ホオジロは、愛がんのための飼養の目的で行う捕獲許可対象種から除外されたため。 	